

文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 総務委員会
質問者 : 塚本 勝

1、質問内容及び回答

回答者：危機管理監

(担当課：危機管理課)

1、コロナ禍の中、危機管理課の今年度の事業において、選別はどのように考えておられますか	<p>【質問の具体的内容】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策が最優先されなければならない状況にあって、今年度事業の中止や縮小は避けられないと考えます。一方で、防災に関する事業も市民の生命を守るためには止めることはできないと考えます。現時点で確定はできないとは認識しているが、危機管理課の今年度事業において、その選別はどのように考えているのか、お聞かせください。</p> <p>【回答内容】</p> <p>ご質問のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を進める中にあって、市民の生命を守るための事業は進めなければならないと考えております。今後の新型コロナウイルス感染症の状況により方針転換をすることも考えられますが、防災・減災の観点から最重要施策である事業防災行政無線屋外子局の整備、洪水ハザードマップの作成と全世帯配布、非常用蓄電池やバルーン型投光器の購入などについては、他の事業の中止、縮小を検討しながら、最優先事業として進めてまいりたいと考えております。</p>
---	---

回答者：危機管理監

(担当課：危機管理課)

2、避難所における
感染症対策について
の取組について

【質問の具体的内容】

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、出水期を迎えようとしています。

また、大地震など、大規模災害の発生も懸念される中、避難所における感染症対策について至急取り組む必要があると考えます。

本年3月の予算決算委員会総務分科会でも質問しましたが、マスク、消毒液等の避難所への配備、備蓄については、どのようになっていますか。また、避難者の受け入れにあたっては、発熱などを確認する必要もあるかと考えますが、どのように考えていますか。

【回答内容】

現在、新型コロナウイルス感染症の影響から、マスク、消毒液等の流通が未だ正常化していない状況でございます。ご質問のとおり、避難所における感染症対策につきましては、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長から都道府県、各保健所設置市、特別区の防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長あてに、令和2年4月1日付けで「避難所における新型コロナウイルス感染症へ対応について」として、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期するための技術的助言が発出されたところでございます。

本市といたしましても、避難所用のマスク、消毒液の確保の重要性は認識しているところでございますが、まずは、新型コロナウイルス感染症対策用を優先して確保すべきと考えており、災害発生時には、その中から避難所に配備をしたいと考えております。避難所用としての備蓄といたしましては、避難者の発熱などを把握するための非接触型の体温計とあわせ、市民の皆様が一定購入できる状況になるなど、流通が正常化した後に確保したいと考えております。

回答者：危機管理監

(担当課：危機管理課)

3、大規模災害が起こった場合の避難所の取扱いについて

【質問の具体的内容】

今回のような感染症が拡大する中で大規模災害が起こった場合、これまでの避難所運営の手法では、避難者が安全な避難生活を送るために十分とは言えないと考えます。

そこで、

①今年度導入の届出避難所制度について、その目的は「避難者の把握」であるとともに、収容人数を増加させるための取組でもありますが、補助金など、制度推進のためのインセンティブはあるのでしょうか。

②指定避難所における感染症対策について、より一層強化する必要があると思いますが、避難者間のスペースの確保による収容可能人数の減も含め、現状の課題認識と対応策についてどのように考えているのでしょうか。お聞きします。

【回答内容】

①届出避難所制度について

届出避難所につきましては、ご質問のとおり「避難者の把握」とともに、指定避難所以外に避難できる施設を設け、より多くの避難者を受け入れることができるよう、制度の検討をしてきたものでございます。特に昨年の台風 19 号で甚大な被害を受けた長野市におきましては、地域で自主的に開設された避難所が把握されていなかったことで、支援の手が届かなかったという事例もあり、本市におきましてはこのような事態を避けるためにも早急に届出避難所の制度化を進めてきたものでございます。届出避難所につきましては、あくまで地域で開設・運営をしていただくものであり、補助金等の交付は考えておりませんが、非常食等、避難生活に必要な物資の配備につきまして、支援を検討しているところでございます。

②指定避難所における感染症対策について

届出避難所台風による風水害等、避難者が多数に至らない被害の場合は、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を避けるために避難者には出来る限り距離を取っていただく、施設の換気を十分に行う、咳エチケットを徹底していただくことで対応は可能であると考えますが、大地震等の大規

模災害発生時につきましては、感染を防止するための距離をおいて避難者のスペースを取った場合、現在想定している指定避難場所の収容可能人数は大きく減少することとなるとともに、避難生活も長期化すると考えられます。

現状の課題としては、いかに多くの避難者を収容できるか、また、避難生活の中でマスクなどの衛生用品の備蓄とともに、施設の消毒などの衛生管理をどのように徹底できるか、があると考えており、その対策といたしましては、収容人数の確保につきましては、現在進めております届出避難所制度の推進や奈良県が締結している奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合との「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づく避難スペースの確保、また、衛生管理につきましては、「3密」状態の回避の他、施設の常時換気、手洗い、咳エチケット等の徹底、アルコール消毒液の設置、マスクの準備、入所時及び定期的な検温の実施、ドアノブ等、多くの人の手が触れる箇所の消毒、発熱、咳等の症状が出た人の専用スペースやトイレは、可能な限り他の避難者とはゾーン、動線を分けるなど、「避難所における感染症対策について」としてホームページに掲載したところですが、避難所配置職員、地区自主防災防犯組織等への周知と、詳細な手順の作成を進めてまいりたいと考えております。

回答者：総務部長

(担当課：契約課)

4、コロナ禍における、地域経済の支援について

【質問の具体的内容】

コロナ禍で奈良市内の経済は多くの業種業界で壊滅的影響を受けております。全国的に同様の状況であると考えますが、まずは市内の地域経済を早急に建て直すべきと考えます。

今こそ、市の調達等は、市内の事業者を優先して発注すべきであります。

地域経済を潤す一助に予算を投じてこそ、コロナ禍における経済支援であると確信いたします。

コロナ禍の地域経済復興のため、市が物品購入や印刷、建設工事等の発注は、市内事業者を優先させる措置をとるべきだと考えますが、奈良市の見解をお聞かせ下さい。

【回答内容】

コロナ禍による経済的影響が多くの業種・業界に及んでいることについては、認識しております。

公共工事の発注については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日）に基づき今回のコロナ禍においても、本市としても優先業務としています。その一方で、感染拡大防止を最優先とし物品や印刷に係る請負の発注については、事業や業務に影響のない範囲で、事業者の来庁の回避のため、発注時期の先送りを行いました。

また、技術的難易度の高い建設工事発注を除き本市における発注は、発注内容及びその特性を判断したうえで、原則的に市内事業者を優先的に取り扱うこととしております。例えば、建設工事及び建設工事に係る業務委託につきましては要領を定め、市内本店事業者を対象とした地域制限付一般競争入札を実施しており、また、物品の調達及び印刷に係る請負につきましては、調達や請負が可能であり、入札参加者数を確保できるものは、原則として市内事業者を対象とした指名競争入札を実施しております。

今後は、品質及び競争性の確保を行い、地域経済の回復に重点をおいた市内事業者の優先に併せ可能な範囲での早期発注について、「コロナ感染」及び「経済」の状況に応じて適切に判断してまいりたいと考えております。

回答者：総務部長

(担当課：滞納整理課)

5、市税等の徴収猶予制度の拡大や、多岐にわたる徴収猶予の導入について

【質問の具体的内容】

歳入予算の確保によって、行政サービスの維持をすることは大切でありますが、まず、地域経済を復興させなければ税収もあがりません。そこで、短長期的な政策を講じる必要があると考えます。

新型コロナウイルスの影響により店舗の営業を自粛していることから、売り上げ・収入が相当に減少した事業主の方々や、勤務先の休業のため給与が大幅削減となった給与所得者の方々等の中には、市税を一時に納付することが困難な状況となっている方も多くおられると考えられます。

このような場合を対象とした、市税における徴収猶予の特例制度はどのようなになっているのでしょうか。

【回答内容】

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に成立・公布され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、給与収入を含む事業等に係る収入に相当の減少があった場合、最大で1年間、市税の徴収猶予を受けることができる地方税法上の特例制度が創設されました。

この特例制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の1か月以上のある一定の期間において、事業等に係る収入が対前年同期比でおおむね20%以上減少しており、かつ一時に市税を納付することが困難となった方が対象となっており、また猶予対象となる市税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税となっております。

また、本特例制度の対象とならない期間に係る市税について、収入減少の状況や当面の運転資金等が不足していることから納付の猶予を希望される方につきましては、預貯金の現況やキャッシュフロー等を考慮し、従前から地方税法に定めのある通常の徴収猶予や換価猶予の制度を活用し、対応いたします。

いずれにしましても、一時に市税を納付することが困難となっている市民の方々の苦しい状況への配慮を第一に、丁寧な説明・真摯な対応を心掛けてまいります。

回答者：総合政策部長

(担当課：人事課)

6、奈良市として非常勤職員の採用についての考え

【質問の具体的内容】

この新型コロナウイルスによって、雇用が不安定になった方が多くおられます。

例えば、内定を取り消された学生やバイトが減り学業、生活に支障を来している人や解雇された人、収入が減少で困っている人など多く発生していると思われます。

このような方への支援は、貸付や給付といった支援も必要ですが、雇用面を支援する考えはないのでしょうか。

例えば、これから業務が多忙になる特別給付金やマイナンバー関連業務、学校のオンライン授業の補助などを市役所で非常勤職員として採用することが大きな支援となると考えますが、採用について奈良市のお考えをお聞かせください。

【回答内容】

新型コロナウイルス感染症対策については、最優先課題として全庁を挙げて取り組んでおります。

例えば特別定額給付金の支給事務などについては、至急着手する必要があるため、現在は市職員による応援体制をとり、人事異動や担当部署への事務従事により対応しております。

今後は、これまで延期していた業務など、徐々に平時の体制に戻してまいります。特別定額給付金事務や経済対策などコロナウイルス対策と通常業務を並行していく必要がある中、現在の職員の応援体制も縮小せざるを得ず、会計年度任用職員による対応を検討しております。

会計年度任用職員は、必要に応じて随時公募により募集しており、民間企業を解雇された方も応募されています。今後は、経済的に困窮している学生等の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入が減少した学生や内定取消をされた方を対象とした募集を積極的に行ってまいります。

どのような業務内容や募集要件がふさわしいか検討し、準備を進めてまいります。

2、意見・要望

質問事項	意見・要望
<p>1、コロナ禍の中、危機管理課の今後の事業において、選別はどのように考えておられますか</p>	<p>危機管理に関わる諸事情は、全てに優先性が望まれるものであります。</p> <p>この新型コロナウイルス感染症の対策に行政は相当な力を注いで頂いておりますが、これからやってくる台風や大雨、さらには地震対策等そのための対策事業にはしっかりとした事業の優先順位を立てて、住民の安心安全を確保して頂くよう要望しておきます。</p>
<p>2、避難所における感染症対策についての取組について</p>	<p>答えにあったように、マスクや消毒液等の流通は正常化とは言えないものの、かなり見えてきたところがあります。</p> <p>しかしながら、先の質問でものべた、台風・大雨・地震等による避難所対応の備蓄を考えた時、住民の不安は再燃するものと思われまます。このように備蓄になると、どれだけの要望でどれの期間が対応できるものか、計りきれないところでありますので、行政がしっかりと住民に説明できる準備をお願いしたいと思ひます。</p>
<p>3、大規模災害が起こった場合の避難所の取扱いについて</p>	<p>住民の方々は自分の住んでいる町のどこに避難すれば良いのか、把握している方は多くおられない印象が強いです。</p> <p>且つ、ハザードマップでのチェックをしておられる方も多くはおられないと聞きます。</p> <p>その上で、身近な避難所を望んでおられる方が多いのはあたりまえの事であり、そのようなことから届出避難所の位置付けを明確にして、有事に際しての支援が十分にいきわたるような形をしっかりと整備されることを望みます。</p> <p>そして、住民の方が本当にどこに避難すれば良いのか、これもしっかりとした周知をお願いします。</p>
<p>4、コロナ禍における、地域経済の支援について</p>	<p>現行の法律では、精一杯の努力をされていると思ひます。</p> <p>市の調達を市内業者に優先的に発注するということは、公平性の観点からは難しい課題であるかもしれませぬ。</p> <p>したがいまして、市内の業者のどの業種がコロナ禍で影響を受けているのか、納得のいく分析と説明力をもってすれば可能なことと考へますの</p>

<p>5、市税等の徴収猶予制度の拡大や、多岐にわたる徴収猶予の導入について</p>	<p>で、市外に発注が流出しないよう新たな方法を模索して、しっかりとした検討をお願いしておきます。</p> <p>市税の徴収猶予については、地方税法上の特例制度の創設もありましたが、大事なことは地方行政がその制度を住民の方々が有効にかつ、簡単に活用できるよう働くことであると思います。</p> <p>その為には電話相談や窓口相談の整備をもって市税のみにかかわらず、諸事相談できる対応を要望します。</p>
<p>6、奈良市として非常勤職員の採用についての考え</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による失職や就職の道を閉ざされた方に地方公共団体がどのように手を差し伸べるのかは難しい課題ではありますが、大きく望まれる課題であると考えます。</p> <p>家計年度職員や非常勤職員での雇用促進は是非とも検討して頂きたいことです。</p> <p>しかし、その措置は短期間的なものであり、中長期的な雇用は行政では難しく、民間雇用の助成の施策をもって安定的な雇用につながると考えます。</p> <p>したがいまして、連続性のある雇用施策を早期に進められることを要望いたします。</p>